

十日町市省エネ家電等買換促進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、電気代の高騰等に伴う市民生活の経済的負担の軽減及び地球温暖化対策の推進を図ることを目的として、エネルギー消費を抑えた家電製品（以下「省エネ家電」という。）に買換えを行う者に対し、予算の範囲内でその経費の一部を補助するものとし、その交付に関しては、十日町市補助金等交付規則（平成17年十日町市規則第64号）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 十日町市の住民基本台帳に登録されている者
- (2) 納期限の到来した市税に未納がない者
- (3) 本人又は同一世帯に居住する者が、令和5年度及び令和6年度に市が実施した十日町市住宅省エネリフォーム支援事業補助金交付要綱（令和5年十日町市告示第22号）又は令和5年度に市が実施した十日町市省エネ家電等買換促進補助金交付要綱（令和5年十日町市告示第179号）による補助金の交付を受けていない者
- (4) 本人又は同一世帯に居住する者が、令和7年度に市が実施する十日町市住宅省エネリフォーム支援事業補助金交付要綱による補助金の交付を受けていない者又は受ける見込みがない者
- (5) 本人又は同一世帯に居住する者が、この告示に基づく補助金の交付を受けていない者

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象者が居住する住宅において、既存の家電製品から次に掲げる基準の省エネ家電（未使用品に限る。以下同じ。）に入れ替える経費とし、消費税及び地方消費税並びに製品の保証料並びに既存家電の撤去及び処分費は含まないものとする。

- (1) エアコン 経済産業省の定める省エネ基準達成率（以下「省エネ基準達成率」という。）（目標年度2027年度）が100パーセント以上で、かつ、住宅に固定して設置するもの
- (2) 冷蔵庫（冷凍庫を含む。） 省エネ基準達成率（目標年度2021年度）が100パーセント以上のもの

2 補助対象経費とする省エネ家電は、前項各号のいずれか1台とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、別表に掲げる区分に応じた額（1,000円未満の端数がある場

合は、これを切り捨てた額)とする。

(補助金の交付申請及び実績報告)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、十日町市省エネ家電等買換促進補助金交付申請兼実績報告書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して、令和8年1月31日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 支払金額、日付、購入品名及び発行者が記載されている領収書等の写し
- (2) 購入した省エネ家電の規格、構造及び省エネ達成率100%以上の製品であることが確認できるカタログ等資料の写し
- (3) 買換え前後の家電の設置状況が分かる写真
- (4) 十日町市税条例施行規則(平成17年十日町市規則第65号)に規定する納税証明請求書の原本
- (5) 撤去した家電製品に係る特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律第97号)第43条に規定する管理票の写し
- (6) 前各号に掲げる書類のほか、市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定及び額の確定)

第6条 市長は、前条の交付申請兼実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否及び交付額を決定し、その旨を十日町市省エネ家電等買換促進補助金交付決定兼額の確定通知書(様式第2号の1)又は十日町市省エネ家電等買換促進補助金不交付決定通知書(様式第2号の2)により、当該交付申請書兼実績報告書を提出した者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による補助金の交付の決定をする場合において、必要な条件を付することができる。

(請求)

第7条 前条第1項の規定により補助金の額の確定通知を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、十日町市省エネ家電等買換促進補助金交付決定兼額の確定通知書を受理後に速やかに、十日町市省エネ家電等買換促進補助金請求書(様式第3号)に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 振込口座の通帳の写し
- (2) 前号に掲げる書類のほか、市長が必要と認める書類

(補助金の交付)

第8条 市長は、前条の規定による請求があったときは、その内容を審査し、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の取消し及び返還)

第9条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付を取り消し、又は既に交付をした補助金の全部若しくは一部を補助事業者に期限を決めて返還させることができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正の手段により、補助金の交付決定を受けたとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、この告示の規定に違反したとき。

(財産処分の制限等)

第10条 補助事業者は、交付申請年度の翌年度から起算して5年以内に補助金を受けて購入した家電製品を補助金の交付の目的に反した使用、販売、譲渡、交換及び貸付けを行ってはならない。

2 補助事業者は、既存の家電製品を特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）に基づき適切に処分しなければならない。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

(失効規定)

2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付した十日町市省エネ家電等買換促進補助金に係る第9条及び第10条の規定は、同日後もなおその効力を有する。

別表（第4条関係）

購入先店舗	十日町市内に本社を有する市内家電販売店、市内事業所	十日町市に本社を有しない市内家電販売店、市内事業所
補助率	補助対象経費の1/5以内	
補助限度額	50,000円	25,000円
補助対象外経費	消費税及び地方消費税 製品保証費 既設の家電の撤去費及び処分費	